

4. 委員の出席状況（出席委員）			
	2 佐藤 輝美		4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	
13 井上 豊		15 花木 慶喜	
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
1 安藤 弘司	3 松橋 聡	8 千葉 実	
12 中原 秋美	14 秋葉 宏之	16 松田 和浩	
6. 事務局			
事務局長	吉松 智弘	主 事	石山 飛翔

議 長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和8年第1回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、17番 島田委員及び18番 追永委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和7年12月23日に開催されました、令和7年第12回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>1月11日文化センターさざなみにおいて、20歳の集いが開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和8年第1回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。 議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。 その1、証明願出人・所有者は遠軽町 ○○○○さんです。土地の所在ですが川西○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は1,762㎡で利用状況は雑種地です。</p>

	<p>申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は高久委員、中原委員、松橋委員です。 (別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。 その2、証明願出人・所有者は札幌市 ○○○○さんです。土地の所在ですが川西○○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は1,411㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は高久委員、中原委員、松橋委員です。 (別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書5ページをご覧ください。 その3、証明願出人は中湧別南町 ○○○○さん、所有者は中湧別南町 ○○○○さん・北見市 ○○○○さんです。土地の所在ですが中湧別南町○○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は1,338㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は和田委員、澤口委員、藤井委員です。 (別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があ</p>

ったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において8件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。

番号1番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番で面積は9,302㎡です。利用権の期限は令和15年12月31日までの10年間として受けていましたが、借入人の都合により令和8年1月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番○ 外3筆で合計面積は6,032㎡です。利用権の期限は令和11年1月23日までの10年間として受けていましたが、借入人の都合により令和8年1月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は5,955㎡です。利用権の期限は令和15年12月31日までの10年間として受けていましたが、借入人の都合により令和8年1月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外2筆で合計面積は33,671㎡です。利用権の期限は令和15年12月31日までの10年間として受けていましたが、借入人の都合により令和8年1月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外2筆で合計面積は11,666㎡です。利用権の期限は令和12年12月31日までの10年間として受けていましたが、借入人の都合により令和8年1月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 7 ページにより位置説明)

番号 6 番、利用権の設定をした者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区○○番○ 外 1 筆で合計面積は 8, 1 3 9 m²です。利用権の期限は 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 1 月 1 5 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 4 ページにより位置説明)

番号 7 番、利用権の設定をした者は遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は 2, 2 5 9 m²です。利用権の期限は令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 1 月 1 5 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 7 ページにより位置説明)

番号 8 番、利用権の設定をした者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○ 外 1 筆で合計面積は 1 4 5, 2 6 8 m²です。利用権の期限は令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 1 月 1 9 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長 これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同 (なしとの声)

議 長 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしとの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、回答がなされた期日以降に、農地法第 4 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴収を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 9 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番、申請者が芭露 ○○○○です。土地の所在ですが芭露 ○○○番○の内で面積は 1, 3 6 5 m²です。転用目的は畜舎建設にかかる運搬用道路の新設のためです。事業費は 1, 9 5 3, 0 0 0 円です。(別冊資料 9 ページにより位置説明)</p> <p>議案書 1 0 ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書 1 1 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 4 号、農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法 1 8 条第 1 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとし、</p>

内容の説明をしますので、議案書12ページをご覧ください。所有権移転の貸付になります。

番号1番、所有権の移転をする者は計呂地 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地○○○番○ 外44筆で合計面積は202,103㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年2月9日で、対価の支払い時期は、令和8年3月13日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,429,000円です。

(別冊資料10～13ページにより位置説明)

続きまして、議案書14ページをご覧ください。賃借権になります。

番号1番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番で面積は9,302㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年74,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番○ 外3筆で合計面積は6,032㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年42,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で合計面積は5,958㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年38,000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は5,955㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年41,000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外2筆で合計面積は33,671㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年235,000円です。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区○○番○ 外1筆で合計面積は9,156㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年65,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○ 外1筆で合計面積は145,268㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年480,000円です。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番○ 外8筆で合計面積は9,126.42㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年43,000円です。

(別冊資料14～15ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番○ 外3筆で合計面積は6,784㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年35,000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。賃借権の更新です。

番号1番、利用権の設定をするものは東 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は東 ○○○○さんです。土地の所在は、東○○○番○ 外3筆で合計面積は15,485.06㎡であり、利用目的は普通畑です。期間は令和8年2月9日から令和17年11月30日までの10年間です。

(別冊資料 17 ページにより位置説明)

番号 2 番、利用権の設定をするものは北広島市 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は東 ○○○○さんです。土地の所在は、東○○○番○で面積は 9, 087 m²であり、利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 2 月 9 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間です。

(別冊資料 18 ページにより位置説明)

番号 3 番、利用権の設定をする者は東 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外 1 筆で合計面積は 29, 068 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 2 月 9 日から令和 17 年 11 月 30 日の 10 年間で、金額は年 159, 000 円です。

(別冊資料 19 ページにより位置説明)

番号 4 番、利用権の設定をする者は東 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外 3 筆で合計面積は 45, 000 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 2 月 9 日から令和 17 年 11 月 30 日の 10 年間で、金額は年 247, 000 円です。

(別冊資料 20 ページにより位置説明)

番号 5 番、利用権の設定をする者は北兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は錦町 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外 1 筆で合計面積は 47, 788 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 2 月 9 日から令和 17 年 11 月 30 日の 10 年間で、金額は年 215, 000 円です。

(別冊資料 21 ページにより位置説明)

番号 6 番、利用権の設定をする者は北兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は旭 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、福島○○○番 外 1 筆で合計面積は 14, 530 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 2 月 9 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間で、金額は年 52, 000 円です。

(別冊資料 22 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 16 ページをご覧ください。使用貸借です。

番号 1 番、利用権の設定をするものは南兵村三区 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外 34 筆で合計面積は 174, 953 m²であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和 8 年 2 月 9 日から令和 27 年 12 月 31 日までの 20 年間です。

(別冊資料5・23ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をするものは南兵村二区 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番○○ 外37筆で合計面積は211,292㎡であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和8年2月9日から令和27年12月31日までの20年間です。

(別冊資料4・24ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。

番号3番、利用権の設定をするものは富美 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。土地の所在は、開盛○○○番 外85筆で合計面積は450,376.13㎡であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和8年2月9日から令和27年12月31日までの20年間です。

(別冊資料25～30ページにより位置説明)

続きまして議案書の19ページをご覧ください。

番号4番、利用権の設定をするものは富美 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は富美 ○○○○です。土地の所在は、富美○○○番 外1筆で合計面積は1,285㎡であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和8年2月9日から令和18年12月31日までの11年間です。

(別冊資料31ページにより位置説明)

続きまして議案書の20ページをご覧ください。利用権移転です。

番号1番、利用権の設定をするものは南兵村三区 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。土地の所在は、南兵村三区○○○番 外2筆で合計面積は16,500㎡であり、利用目的は普通畑です。期間は令和5年11月21日から令和10年9月27日までの5年間です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和8年第1回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉会 12時30分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員